

一般社団法人 日本環境教育学会 総務・事業化計画委員会規程

2025 年 3 月 16 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本環境教育学会定款第 44 条に基づき、総務・事業化計画委員会の運営に必要な事項を定めるものである。

2 総務・事業化計画委員会は本学会の運営の健全化を図るために、本学会の(1)組織・財政、(2)中期計画の策定、(3)事業の推進に係る業務を行う。

(委員長)

第 2 条 総務・事業化計画委員長は、委員会規程第 4 条に基づき、業務執行理事が就任する。委員長は、委員会規程第 5 条に基づき、補佐役として副委員長を任命することができる。

(委員)

第 3 条 総務・事業化計画委員は、委員会規程第 6 条に基づき、理事会より委嘱を受けた者が就任する。

(業務)

第 4 条 総務・事業化計画委員会は、「未来ビジョン」(2024 年 8 月 19 日 第 1 回理事会にて承認)に基づき、本学会の活性化のために(5 年程度の)中期計画を提案する。

2 総務・事業化計画委員会は前項の 1 の中期計画に基づき、事業を実施することができる。

3 前項の 2 の事業は、他の委員会及び各支部と協働して実施することができる。

4 その他、本学会の活性化のために、随時必要と考えられる新たな事業を実施することができる。

(委員会)

第 5 条 総務・事業化計画委員会は委員長が召集する。議決は出席した委員の過半数をもって決する。

2 総務・事業化計画委員会は必要に応じて電子メール等の電子媒体を使って開催することができる。この場合、議案発信後 1 週間を超えて回答がない場合は異議のないものとみなす。

(規程の改訂)

第 6 条 本規程を改訂する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、2025 年 7 月 1 日から施行する。